

## 道路運送車両法施行規則及び自動車登録規則の一部改正について

### 1. 改正の背景

自動車を輸出しようとするときは、登録自動車については道路運送車両法(以下「法」という。)第15条の2の輸出抹消仮登録申請(検査対象軽自動車については法第69条の2の輸出に係る届出)が義務付けられています。

ただし、自動車を一時的に輸出した後に本邦に再輸入することが見込まれる場合であって輸出抹消仮登録を受けさせる(輸出に係る届出をさせる)必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に届出を行うことで、輸出抹消仮登録(輸出に係る届出)を行う義務が免除されています(法第15条の2第1項ただし書、法第69条の2第3項ただし書)。現在、この「国土交通省令で定めるもの」については、道路運送車両法施行規則及び自動車登録規則において「本邦と外国との間を往来する活魚運搬車」と定められていますが、今般、輸出の実態等を踏まえ、活魚運搬車以外の一定の自動車についても、法第15条の2第1項ただし書(法第69条の2第3項ただし書)に規定する輸出抹消仮登録(輸出に係る届出)を行う義務が免除される自動車の対象とすることとし、関係省令(道路運送車両法施行規則及び自動車登録規則)の改正を行うことを検討しています。

### 2. 改正の概要

#### (1) 道路運送車両法施行規則の一部改正

検査対象軽自動車について、本邦に再輸入することが見込まれ、かつ、輸出に係る届出をさせる必要性に乏しい自動車として、以下の自動車を定めることを検討しています。

「検査対象軽自動車のうち本邦と外国との間を往来する自動車であって、  
貨物の運送の用に供するもの  
本邦と外国との間を往来する者の乗用に供するもの」

#### (2) 自動車登録規則の一部改正

登録自動車について、本邦に再輸入することが見込まれ、かつ、輸出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しい自動車として、以下の自動車を定めることを検討しています。

「本邦と外国との間を往来する自動車であって、  
貨物の運送の用に供するもの  
本邦と外国との間を往来する者の乗用に供するもの」

### 3. スケジュール

公布 平成17年6月下旬(予定)

施行 公布の日(予定)